

名古屋市告示第41号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供します。

令和 7 年 1 月 27 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

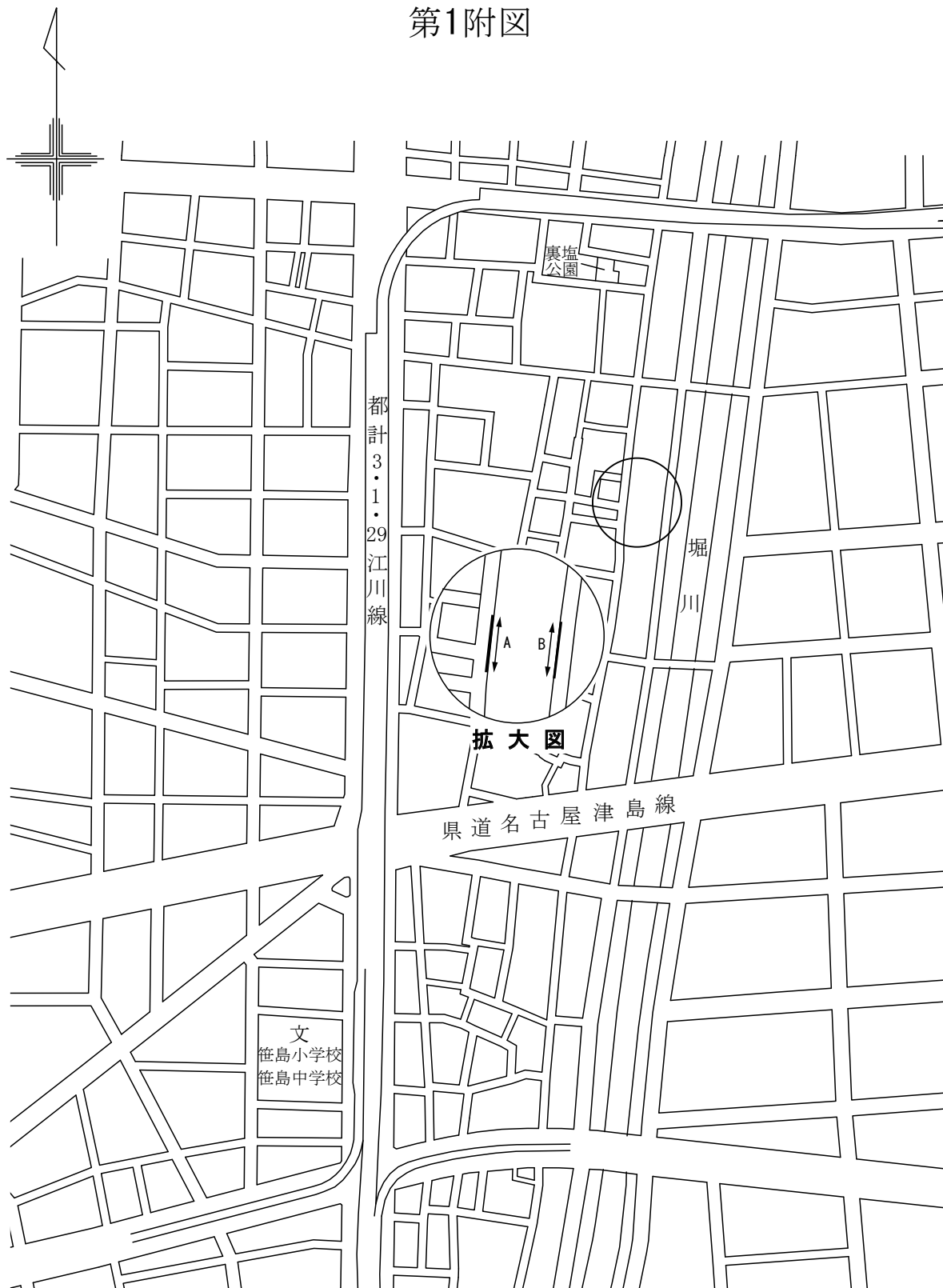
道路の区域変更

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メ ー ト ル	
市道	A	那古野一丁目第 1 号線	名古屋市西区那古野一丁目 3613番地先から	前	0.030	6.55 ～7.07	第 1 図
			名古屋市西区那古野一丁目 3613番地先まで	後	0.030	6.18 ～6.41	
	B	那古野一丁目第 2 号線	名古屋市西区那古野一丁目 3613番地先から	前	0.030	5.42 ～5.72	
			名古屋市西区那古野一丁目 3613番地先まで	後	0.030	5.21 ～5.50	
	A	枇杷島野田町線	名古屋市中村区岩塚町 5 丁目61番地先から	前	0.005	15.00	第 2 図
			名古屋市中村区岩塚町 5 丁目61番地先まで	後	0.005	15.00	
	B		名古屋市中村区岩塚町字神田13番地先から	前	0.005	15.00	
			名古屋市中村区岩塚町字神田13番地先まで	後	0.005	15.00	

	C		名古屋市中村区岩塚町字城 前 1 番の 1 地先から	前	0.103	15.00
			名古屋市中村区岩塚町字城 前90番の 3 地先まで	後	0.103	15.00 ～22.04
	D	下用水西線	名古屋市中村区岩塚町字城 前 5 番の 1 地先から	前	0.005	13.60 ～13.67
			名古屋市中村区岩塚町字城 前 6 番の 1 地先まで	後	0.005	13.51 ～13.62

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第1附図

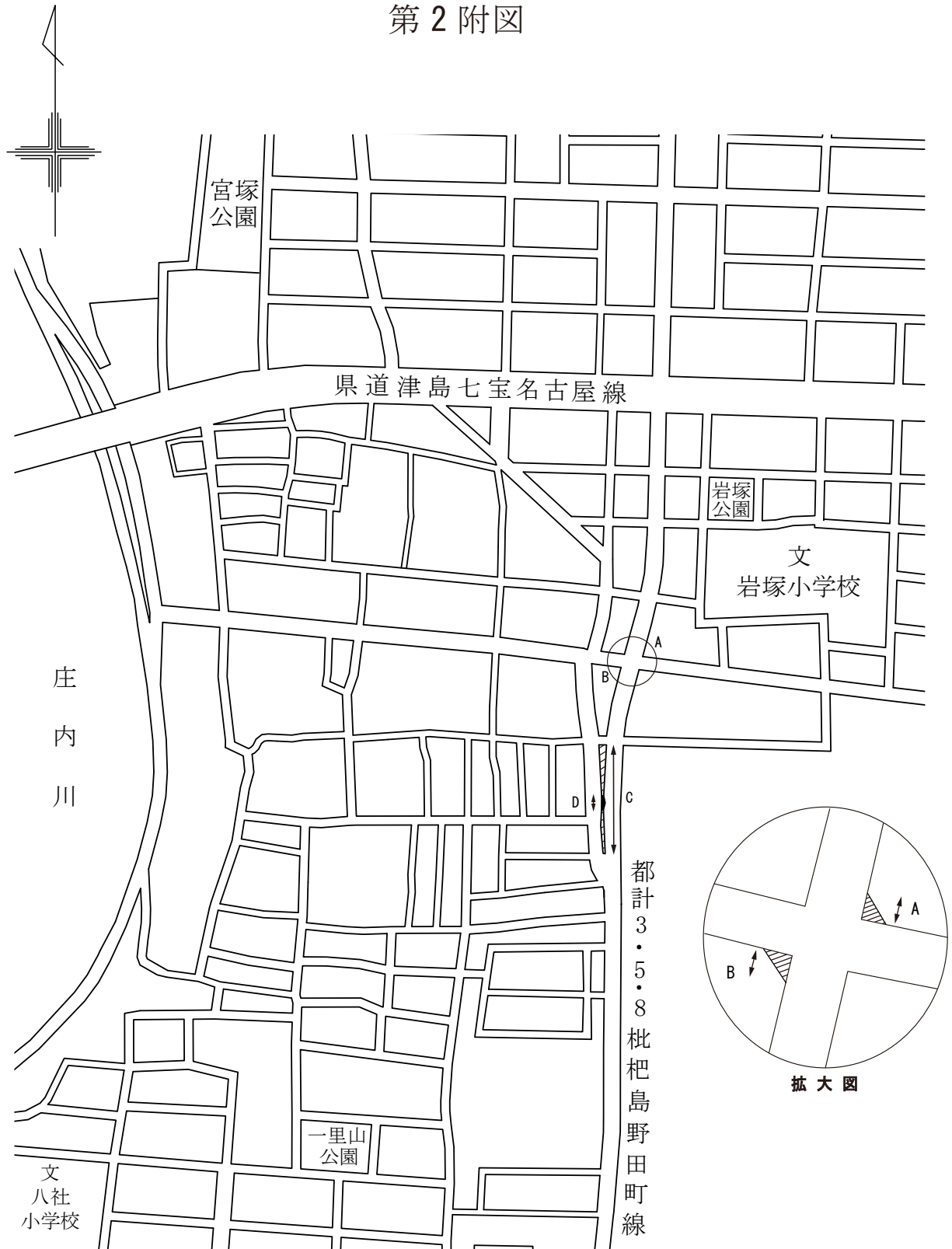


凡 例

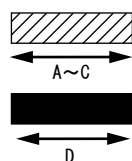


区域変更により廃道する
部分

第2 附図



凡 例



区域変更により道路の区域とする部分

区域変更により廃道する部分